

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正案の概要

1 改正の趣旨

現行条例の規制が及ばない悪質な迷惑行為であるつきまとい等の嫌がらせ行為やスマートフォンや撮影機器の小型化・高性能化による盗撮行為が社会問題化していることから、それらに対応するため改正するものです。

2 改正の概要

①つきまとい行為等の禁止(第11条関係)

○つきまとい行為等の規制拡大

正当な理由がないのにもかかわらず反復して行われる以下のつきまとい等の行為（ストーカ一行為等の規制等に関する法律で規制される目的を除く。）について規制します。

- 1号：つきまとい、待ち伏せ等
- 2号：監視していると告げる行為
- 3号：面会などの要求
- 4号：乱暴な言動
- 5号：無言電話、連続電話等
- 6号：汚物などの送付
- 7号：名誉を傷つける行為
- 8号：性的羞恥心の侵害
- 9号：GPS機器等による位置情報無断取得
- 10号：相手方の所持する物にGPS機器等を無断で取り付ける等

※ 下線部を新たに規制拡大します。

③盗撮行為や常習者に対する罰則強化(第13条関係)

盗撮行為やその常習者に対する罰則を引き上げます。

- ※ 盗撮行為：1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
常習者：2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

改正条例案の施行日が、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日（令和7年6月1日）以降を予定しているため、「懲役」を「拘禁刑」と表記しています。

④条例題名の改正

条例の題名について、今回の改正内容に合致した、県民にもわかりやすい名称である「奈良県迷惑行為等防止条例」に変更します。

②盗撮行為の規制場所の拡大と盗撮準備行為に対する規制の新設(第12条関係)

○盗撮行為の規制場所の拡大

現行条例では「公共の場所・乗物」と「着衣等の全部又は一部を着けない状態であるような場所」で盗撮行為を規制していますが、新たに「教室、事務所、タクシー」や「その他不特定又は多数の者が利用することができる場所や乗物」を加えて盗撮行為を規制します。

○盗撮準備行為に対する規制の新設

盗撮しようとしてカメラ等を人に「向ける行為」や「設置する行為」であるいわゆる盗撮準備行為を新たに規制します。

3 今後の予定

年度	月日	内容
令和7年度	4月	パブリックコメント実施
	6月	改正条例案を県議会に上程
	7月	改正条例の公布（予定）
	10月1日	改正条例の施行（予定）